

当座勘定規定(専用約束手形口)

当座預金(専用約束手形口)(以下、「この預金」という。)は、次の規定により取扱います。

第1条(当座勘定契約の成立)

当行は、預金者からこの規定の取引に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。

第1条の2(当座勘定への受入れ)

- (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下、「証券類」という。)も受入れます。
- (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続きを済ませてください。
- (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

第2条(証券類の受入れ)

- (1) 証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

第3条(本人振込み)

- (1) 当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当行で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

第4条(第三者振込み)

- (1) 第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第2条と同様に取扱います。
- (2) 第三者が当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、第3条と同様に取扱います。

第5条(受入証券類の不渡り)

- (1) 前三条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落とし、本人からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、第4条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。
- (2) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

第6条(手形、小切手の金額の取扱い)

手形、小切手を受入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

第7条(手形の支払い)

- (1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払いのため呈示された専用約束手形にかぎって支払

います。その他の手形、小切手の支払いはしません。

- (2) 当座勘定の払戻しの場合には、当行所定の請求手続きをしてください。

第8条（手形用紙）

- (1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。
- (2) 手形用紙の請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。
- (3) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。

第9条（手数料）

前条の手形用紙の交付を受けるにあたっては、当行所定の手数料を支払ってください。

第10条（支払の範囲）

- (1) 呈示された手形の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。
- (2) 手形のお金の一部支払いはしません。

第11条（支払の選択）

同日に数通の手形の支払いをする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

第12条（印鑑等の届出）

- (1) 当座勘定の取引に使用する印鑑は、当行所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。
- (2) 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑を前項と同様に届出てください。

第13条（届出事項の変更）

- (1) 手形、手形用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第14条（印鑑照合等）

- (1) 手形、請求書、諸届け書類等を使用した印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 手形として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- (3) この規定および別に定める約束手形用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

第15条（振出日、受取人記載もれの手形）

- (1) 手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。

(2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第16条（自己取引手形等の取扱い）

(1) 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続きを必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行うことなく、支払いをすることができます。

(2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第17条（利息）

当座預金には利息をつけません。

第18条（残高の報告）

当座勘定の受け払いまたは残高の照会があった場合には、当行所定の方法により報告します。

第19条（譲渡、質入れの禁止）

この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

第20条（反社会的勢力との取引拒絶）

この当座勘定は、第21条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第21条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

第21条（解約）

(1) この取引は、本人の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。

(2) 当行は、支払資金預入れの再三にわたる遅延、支払いの停止その他相互の信頼関係が失われた場合には、いつでもこの取引を解約することができます。

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A 暴力的な要求行為

B 法的な責任を超えた不当な要求行為

C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E その他AからDに準ずる行為

- (4) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (5) 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。
- (6) 手形用紙の交付枚数のいかんにかかわらず、毎年3月と9月の当行所定の日においてこの当座勘定の受け払いが6か月間なかった場合には、取引はその日に終了するものとします。また、その所定の日において交付枚数のすべてが引落されている場合にも、同様とします。

第22条（取引終了後の処理）

- (1) この取引が終了した場合には、その終了前に振出された手形であっても当行はその支払義務を負いません。
- (2) 前項の場合には、未使用の手形用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

第23条（手形交換所規則による取扱い）

- (1) この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。
- (2) 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条の第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
- (3) 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第24条（個人信用情報センターの利用）

この申込みに関する取引上の判断をするにあたり、当行の加盟する個人信用情報機関および同機関と提携する個人信用情報機関に登録されている信用情報を利用できるものとします。

第25条（個人信用情報センターへの登録）

個人取引の場合において、次の各号の事由がひとつでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間（ただし、下記第3項の事由の場合のみ6か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のために利用できるものとします。

- (1) 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (3) 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。

（注） 当座勘定規定（専用約束手形口）第24条（個人信用情報センターの利用）および第25条（個人信用情報センターへの登録）の各条項は、個人信用情報センターが開設されていない地域については、将来その地域に個人信用情報センターが開設された場合新たに適用されます。

第26条 規定の変更

この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ、その他の相当の方法で公表することにより変更することができるものとします。

睡眠預金等活用法

1. 休眠預金等活用法にかかる最終異動日等

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 当行ホームページに掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金にかかる債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金にかかる債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当行が預金者に対して、休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。)に限ります。
 - ④ この預金が、休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 前記(1)2号において、将来における預金にかかる債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金にかかる債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回償還日)
 - ② 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと。
当該支払停止が解除された日
 - ③ この預金について、強制執行、仮差押または国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと。
当該手続が終了した日
 - ④ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと。(ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限ります。)
当該入出金が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日

2. 休眠預金等代替金に関する取扱

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金にかかる債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金にかかる休眠預金代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
 - ① この預金にかかる休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- (4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

- ① 当行がこの預金にかかる休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
- ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

約束手形用法

1. 手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
2. 手形の振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へ届出の印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。
 なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
 (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3……）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。
 なお、文字による複記はしないでください。
 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。
5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所に届出印をなつ印してください。
6. 手形用紙の右上辺、右边ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分（下図斜線部分）は使用しないでください。
7. 手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当行所定の用紙により直ちに届け出てください。
8. 手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（届出印）のうえ請求してください。

約束手形 AA 20000

収入 殿

支払期日 年 月 日

住所 秋田市

秋田銀行本店営業部

秋田 0119-111